

平成25年10月31日

石狩市長 田岡 克介 様

石狩市水道事業運営委員会
会長 小笠原 紘一

石狩市水道料金等の改定について（答申）

平成25年10月31日付け石業務第482号で諮問のあった下記案件について、審議の結果、妥当であると判断する。

記

石狩市水道料金等の改定について

【主な審議内容】

今回の水道料金等の改定は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）」等の施行により、平成9年度以来17年振りに消費税率及び地方消費税率が引き上げられることによるものです。

審議の中において、市からは、今回の改定は水道事業の収益増加を目的として行うものではなく、使用者が負担する消費税等を法に定める税率に基づき適正に転嫁することを目的として行うものであること、また、仮に、市民負担を考慮して料金水準を据え置くこととした場合には、引き上げとなる消費税相当分を収益で賄わなければならない、会計に影響を与える旨の説明がありました。

これらを考慮して審議を行った結果、①消費税法の原則が、最終消費者が負担すべき性格のものであること、②料金水準を据え置くことは、会計の収支悪化を招く可能性が高いことなどの理由から、この度の諮問については妥当であると判断しました。

なお、本市においては、本年4月に水道料金が平均16.7%値上げされたところであり、改定にあたっては、使用者が混乱をきたさないよう、適用の開始時期や影響額などについて、市広報誌などを通じて市民の皆様に周知を行うとともに、今後とも水の安定供給と経営の効率化に努めることを期待します。

平成25年10月31日

石狩市水道事業運営委員会

会 長 小笠原 紘一

副会長 山田 菊子

委 員 藤懸 健

委 員 山本 裕子

委 員 砂子タケ子

委 員 松原 愛子

委 員 土門 隆一

委 員 神田 一昭

委 員 佐藤 悦子